

東海市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、東海市地域公共交通会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の事務所)

第2条 会議の事務所は、東海市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 市の公共交通政策の推進に関する事項
- (4) 会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

(委員)

第4条 会議の委員（以下「委員」という。）は、28人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 総務部の事務を担当する副市長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者
- (3) 鉄道事業者を代表する者
- (4) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者を代表する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体を代表する者
- (6) 市民又は利用者を代表する者
- (7) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- (9) 愛知県知多建設事務所長が指名する者
- (10) 愛知県東海警察署長が指名する者
- (11) 学識経験者その他会議が必要と認める者

3 委員の任期は2年する。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 第2項第2号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる委員については、会議に代理人を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、総務部の事務を担当する副市長をもって充て、会議を代表する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会議の議長は、会長が指名する。

(会議の運営)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席委員（代理人を含む。）の4分の3以上の同意により決する。

4 会議は、原則として公開とする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 会議において協議が調った事項について、会議の委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会議の事務局)

第8条 会議の業務を処理するため、事務局を東海市総務部交通防犯課に置く。

2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の経費)

第9条 会議の運営に要する経費は、東海市からの負担金その他の収入をもって充て

る。

(会議の監査)

第10条 監事は、会長が指名する。

2 会議の出納の監査は、監事によって行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議の会計)

第11条 会議の予算の編成、収入及び支出に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議が廃止された場合の措置)

第12条 会議が廃止された場合においては、会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年2月17日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条第3項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以降に初めて選任された第4条第2項に掲げる委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月16日から施行する。